

SGEC 森林認証審査報告書

日田市森林組合
(長期施業受託森林)

平成22年12月

(社) 全国林業改良普及協会

目 次

I. 日田市森林組合（長期施業受託森林）森林管理計画の概要

・ 確認資料一覧

II. 審査経過

III. 判定事由書

I. 日田市森林組合（長期施業受託森林）森林管理計画の概要

1. 森林の所有者 : 日田市森林組合長期施業受委託契約者 : 9, 255 名 (延べ 10, 467 名)
2. 森林の管理者 : 日田市森林組合 代表理事組合長 日高 勲
(所在地) 大分県日田市大字庄手 850 の 5
3. 認証の区域 : 大分県日田市内 (位置図添付)
4. 対象森林面積 : 18, 757. 23ha 15 団地

団地名	面積(ha)	人工林(ha)	天然林(ha)	その他(ha)	所有者数 (延べ人)
夜明団地	1,112.97	794.79	231.31	86.87	959
朝日団地	1,042.79	720.17	216.18	106.44	1,189
大鶴団地	1,851.02	1,573.51	239.80	37.71	976
小野団地	2,352.82	1,902.28	397.25	53.29	777
三花団地	1,995.86	1,545.03	345.62	105.21	1,153
西有田団地	1,177.05	821.85	273.53	81.67	893
羽田団地	2,034.74	1,337.36	534.26	163.12	596
東有田団地	1,676.97	1,046.39	486.23	144.35	1,633
高瀬団地	1,753.57	1,463.75	222.89	66.93	1,235
五和団地	2,096.19	1,848.89	140.12	107.18	1,035
高瀬生産森組団地	441.19	363.62	77.41	0.16	1
和田佳子団地	730.34	665.30	49.08	15.96	7
安心院洪団地	88.51	85.57	2.94	0.00	5
旧日田郡団地	174.13	167.70	3.78	2.65	7
豊後屋団地	229.08	206.97	15.00	7.11	1
合 計	18,757.23	14,543.18	3,235.40	978.65	10,467

5. 森林の沿革・概要

(1) 地域の概況

日田市は、九州のほぼ中央、大分県の西部一大分西部森林計画区に位置し、福岡県、熊本県に隣接した地域である。四方を秀峰に包まれた盆地で、年間を通して霧に包まれる日が多く年間降水量は約 1,900mm 程度、土壌は大部分を生産性に富んだ褐色森林土が占め、スギの生育に適した地勢である。

日田市は、平成 17 年 3 月に日田市、日田郡前津江村、日田郡中津江村、日田郡上津江村、日田郡大山町、日田郡天瀬町の 1 市 2 町 3 村で市町村合併し、総面積 66,619ha、森林面積 55,298ha となっており、同市内では、日田市森林組合と日田郡森林組合の二つの森林組合が活動中である。

今回認証申請のあった前者の日田市森林組合は、旧日田市を経営基盤として活動している。
(以下の数値は旧日田市分)

旧日田市の面積は 27,078ha、森林面積 20,696ha、内 14,979ha が人工林(人工林率 72%)で形成され、その多くがスギで占められている(スギ割合 71%)。これらの森林資源を背景に古くから林業・木材産業が発展し、原木供給を行う共販市場(現在 7 市場)や製材工場も多く、日田林業の中心地を形成している。

(2) 日田林業の沿革

日田地域に初めてスギが植栽されたのは、江戸時代初期に旧日田郡中津江村の「津江神社」に植えられたのが元祖といわれている。

その後、天領であった日田市域に日田代官が造林を奨励し、挿し木技術の発展により、スギの造林が発展してきた。大正・昭和期には挿し木苗の技術開発により更に、造林面積が拡大した。

第 2 次大戦中には、軍用資材として多くの原木が伐採されたが、戦後復興に多くの地域住民が植林活動を行い、これが現在の日田林業の基礎となっている。

原木の供給は古くから、日田市の中央を流れる三隈川(筑後川水系)を利用した、筏流しによる運搬であったが、昭和 30 年代から、徐々にトラックへと移り、また、販売方法も木材業者による現地立木買いから、木材市場での素材販売という共販体制が確立されてきた。

その中で日田市森林組合は、昭和 41 年に 4 森林組合が合併し、新しく木材共販所を開設してスタートした。

森林組合は、当初から、零細な森林所有者を対象にした間伐・主伐を地道に行ってきたことから、組合員の信頼を得るようになり、徐々に取扱量を増やし、昭和 62 年度には共販実績として 85,000m³ を取扱い、共販所としての基盤を築いている。

そのような中で、平成 3 年に日田地域を襲った 19 号台風による甚大な被害は、木材価格の下落・所有者の高齢化・林業作業者の高齢化とも相まって、伝統的な個別林業経営に重大な危機をもたらした。

森林の保育管理を森林組合へ依存する傾向が高くなり、平成 14 年の制度改正による森林施業計画の樹立に伴い、森林組合では、森林所有者 9,255 名(延べ 10,467 名)との長期施業委託契約を締結して日田市内一円を網羅した森林施業計画を樹立し、現在の姿となっている(森林施業計画カバー率は 95%に達している)。

(3) 対象森林の現況

今回認証申請された森林は、日田市森林組合と森林管理に関する長期施業委託契約を結んだ日田市内の 15 団地、延べ 10,467 名の組合員等が所有する森林 18,757.23ha である。同森林組合では、19 年度に再認定を受けた森林施業計画作成に当たって、各森林所有者と森林認証への取り組みも含めた合意形成を図ってきており、その結果として、大半の組合員の参加を見るに至っている。

大分西部地域森林計画及び日田市森林整備計画により、地域の森林はその重視する機能に応じて、「水土保持林」「資源循環利用林」「森林と人との共生林」に 3 機能区分されており、対象森林 15 団地における内訳は、水土保持林 : 8,838.45ha、資源循環利用林 : 9,918.78ha で、

森林と人との共生林は、該当していない。

保安林指定面積は、3,191.36ha で、内訳は、水源かん養：2,263.98ha、土砂流出防備：788.84ha、土砂崩壊防備：9.75ha、保健：28.00ha、干害防備：100.56ha である。

【団地別－機能区分・保安林等の指定状況】 面積 (ha) 平成 21 年 4 月現在

団地名	面積(ha)	水土保全林 (ha)	資源循環林 (ha)	保安林等(ha)
夜明団地	1,112.97	316.02	796.95	86.59
朝日団地	1,042.79	274.12	768.67	64.58
大鶴団地	1,851.02	726.02	1,125.00	174.85
小野団地	2,352.82	1,498.24	854.58	772.73
三花団地	1,995.86	1,002.09	993.77	362.16
西有田団地	1,177.05	420.20	756.85	133.93
羽田団地	2,034.74	722.14	1,312.60	185.81
東有田団地	1,676.97	282.09	1,394.88	47.74
高瀬団地	1,753.57	935.05	818.52	152.75
五和団地	2,096.19	1,071.53	1,024.66	210.40
高瀬生産森組団地	441.19	427.31	13.88	206.29
和田佳子団地	730.34	728.03	2.31	571.57
安心院洪団地	88.51	87.81	0.70	33.17
旧日田郡団地	174.13	118.72	55.41	44.28
豊後屋団地	229.08	229.08	0.00	144.51
合計	18,757.23	8,838.45	9,918.78	3,191.36

森林資源の内訳は、スギを中心とした人工林が 14,543.18ha で、人工林率は 78%に達している。人工林の内訳(次頁森林資源の構成表参照)は、スギが 10,339.19ha で 7 割以上を占め、年齢級のピークは 10～11 年齢級にある。スギ人工林を中心とした総蓄積は、4,286,917m³ で、年間平均成長量は、106,563m³/年。歴史のある林業地であることから、年齢構成が比較的平準化しており、9 年齢級以上が全体の 53%を占めている。ただし、日田地域で古くから植栽されていたスギ品種：ヤブクグリの林分については、最近 40 年は植栽されていないものの、曲がり等が敬遠されて需要と価格の低迷により、高齢級の放置林分となっている箇所もみられる。また、平成 3 年に未曾有の風倒被害をもたらした台風 19 号の影響で、3 年齢級人工林が極端に多いことも目を引く特徴である。

天然林は、クヌギが主体で椎茸原木として萌芽更新による施業が行われている。その他の竹林は里山に集中し、タケノコ生産や観光土産品原料として活用されている。

なお、500ha 近い未立木地は、台風被害の災害復旧の際、小規模林地・小規模所有者であったために、保育等の手入れが十分に行き届かなかった林地がほとんどで、現在は多様な樹種が更新して、若齢ながらも天然林への遷移が進んでいるところである。これらは次回の森林

施業計画の組み換え時期に、更新状況の現地調査を行い天然林へ組み入れる意向である。
 対象森林の人工林率は平均で78%、団地によっては、90%に達するところもあり、近年度重なる台風被害を被ったことから、スギの一斉林を見直し、間伐の促進による広葉樹の導入等、多様な森林の整備が図られつつある。

【樹種・齢級別資源構成表】 上段：ha／下段：m3

平成21年4月現在

区分	1令級	2令級	3令級	4令級	5令級	6令級	7令級	8令級	9令級	10令級	11令級	12令級	13令級	合計	
人工林	すぎ	246.11	259.76	812.39	187.59	219.27	405.08	683.15	1,162.44	1,350.10	1,576.67	1,450.59	784.45	1,201.59	10339.19
		0	0	50,399	21,292	32,520	76,594	164,084	325,310	438,755	566,701	550,387	341,273	635,967	3,203,282
	ひのき	135.94	127.03	718.11	209.44	155.95	193.85	280.13	467.95	306.00	330.36	260.19	77.02	152.05	3414.02
		0	0	30,550	15,112	17,233	27,451	50,050	99,188	74,720	91,670	78,979	25,765	57,922	568,607
	マツ	0.00	0.00	0.57	0.05	1.30	0.21	0.25	3.59	21.78	115.60	37.71	12.26	7.66	200.99
		0	0	27	3	105	22	31	544	3,630	20,873	7,326	2,507	1,725	36,796
	クスギ	3.01	12.31	33.66	66.34	142.38	61.71	4.89	3.20	0.40	7.11	0.00	0.00	0.00	345.05
		0	386	2,145	5,068	12,171	5,895	490	335	42	754	0	0	0	28,044
	その他広	40.94	53.71	56.06	6.87	2.24	85.38	1.35	1.97	0.31	0.55	3.37	0.14	1.09	256.17
		0	1,506	2,872	508	198	9,816	174	275	47	86	538	23	177	16,197
人工計	426.00	452.81	1,620.79	470.29	521.14	746.23	969.77	1,639.15	1,678.59	2,030.29	1,751.86	873.87	1,362.39	14,543.18	
	0	1,892	85,993	41,983	62,227	119,778	214,829	425,652	517,194	680,084	637,230	369,568	695,791	3,852,221	
天然林	すぎ	0.00	0.94	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.50	0.00	0.00	1.46	
		0	0	0	0	0	0	0	3	3	172	0	0	178	
	ひのき	0.00	0.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.24	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	マツ	0.00	0.00	0.76	0.00	0.00	10.89	3.33	30.59	52.56	87.71	71.46	24.60	28.01	309.91
		0	0	34	0	0	1,180	448	4,562	8,762	16,010	13,972	5,151	6,499	56,618
	クスギ	21.81	2.39	183.43	322.47	187.38	74.15	24.00	7.66	12.47	2.71	0.00	0.00	0.00	838.47
		0	94	11,444	24,398	16,157	7,076	2,425	804	1,322	287	0	0	0	64,007
	その他広	3.46	3.14	53.32	23.14	17.61	49.46	77.92	134.49	240.12	330.20	499.46	331.20	321.80	2,085.32
	0	114	2,931	1,681	1,645	5,388	9,934	18,582	35,694	51,462	79,992	53,994	52,476	313,893	
天然計	25.27	6.71	237.51	345.61	204.99	134.50	105.25	172.75	305.16	421.12	570.92	355.80	349.81	3,235.4	
	0	208	14,409	26,079	17,802	13,644	12,807	23,951	45,781	67,931	93,964	59,145	58,975	434,696	
その他	竹林													478.11	
	未立木													499.54	
	その他													1	
	その他計													978.65	
合計	451.27	459.52	1,858.30	815.90	726.13	880.73	1,075.02	1,811.90	1,983.75	2,451.41	2,322.78	1,229.67	1,712.20	18,757.23	
	0	2,100	100,402	68,062	80,029	133,422	227,636	449,603	562,975	748,015	731,194	428,713	754,766	4,286,917	

【団地別—森林資源の概況】

平成 21 年 4 月現在

団地名	面積(ha)	内 訳(ha)		人工林率(%)	蓄積(m ³)	年間成長量(m ³ /年)	林道・作業道延長(m)	路網密度(m/ha)
		人工林	天然林等					
夜明団地	1,112.97	794.79	318.18	71%	221,308	5,362	15,874	20
朝日団地	1,042.79	720.17	322.62	69%	186,587	4,876	6,124	9
大鶴団地	1,851.02	1,573.51	277.51	85%	429,153	10,560	32,155	20
小野団地	2,352.82	1,902.28	450.54	81%	600,424	12,909	35,090	18
三花団地	1,995.86	1,545.03	450.83	77%	432,017	10,990	49,266	32
西有田団地	1,177.05	821.85	355.20	70%	243,705	5,357	15,399	18
羽田団地	2,034.74	1,337.36	697.38	66%	385,477	9,540	19,852	15
東有田団地	1,676.97	1,046.39	630.58	62%	284,277	7,009	8,283	8
高瀬団地	1,753.57	1,463.75	289.82	83%	435,170	9,957	27,692	19
五和団地	2,096.19	1,848.89	247.30	88%	436,885	11,564	38,777	21
高瀬生産森組団地	441.19	363.62	77.57	82%	74,324	2,684	2,200	6
和田佳子団地	730.34	665.30	65.04	91%	342,030	7,677	33,700	51
安心院洪団地	88.51	85.57	2.94	97%	16,007	611	1,700	20
旧日田郡団地	174.13	167.70	6.43	96%	95,239	1,750	1,700	10
豊後屋団地	229.08	206.97	22.11	90%	114,983	2,217	4,550	22
合 計	18,757.23	14,543.18	4,214.05	78%	4,297,586	103,063	292,362	20

(3) 森林の管理

森林管理の担い手である日田市森林組合は、市町村合併前の旧日田市を主な経営基盤として活発な活動を続けている森林組合で、GIS(森林データ、地図情報)を活用して、施業計画に基づいた事業提案を行うなど、小規模森林所有者の多い地域の中核的担い手として、森林所有者に代わって、適切な森林整備を推進してきている。

林業生産活動や健全な山林の整備には、若年作業者の確保・育成が必要不可欠であることから、平成 5 年から直営の「森林整備センター」を設立し、若年作業者の育成に努めており(現在 29 名、平均年齢 46.4 歳)、今後も積極的に人材育成を行いながら、将来は 40 名まで規模を拡大させる計画である。

【日田市森林組合の概要】(平成 22 年 5 月末時点)

- ・組合設立 : 昭和 41 年 6 月 1 日
(日田市内の日田・大鶴・小野・東有田の 4 森林組合が合併)
- ・管内面積 : 27,078ha (内林野面積: 20,696ha)
- ・所在地 : 本 所 日田市大字庄手 850-5
田島事業所 日田市田島一丁目 8-16
- ・組合員数 : 4,531 名
- ・出資金額 : 422,665 千円
- ・事業収入 : 1,198,678,170 円 (平成 21 年度)
(部門ごとの内訳) 236,800 円 (指導事業)

279,135,791 円 (販売事業)

22,296,422 円 (加工事業)

661,211,447 円 (森林整備事業)

235,797,710 円 (森林整備センター)

- ・役員数 : 22 名 (常勤理事 1 名 非常勤理事 18 名 監事 3 名)
- ・従業員数 : 61 名 (一般職員 27 名 「森林整備センター」職員 29 名 共販所桧積員 5 名)
- ・組合作業班 : 40 班 130 名 (内林産事業作業班 19 班 54 名)
- ・素材取扱高 : 493,045 千円 取扱量 : 49,161 m³ (平成 21 年度)
- ・保有機械 : ハーベスタ 2 台、プロセッサ 2 台、スイングヤーダ 1 台、フォワーダ 2 台、グラップルソー 8 台、集材機 8 台、バックホー 1 台、運搬車 10 台、原木選別機 2 台、ホイロローダ 3 台、フォークリフト 5 台、
- ・保有施設 : 本所及び木材共販所併用 (30,221 m²)・

(4) 入会林野等

対象森林には、森林施業計画が樹立されているものの、共有者の所在不明等による入会林野未整備団地が下記 6 団地、面積 161ha 残っている。

日田市では入会林野整備を急いでいるところであり、森林組合も協力している。

入会林野未整備団地 4 団地 93ha

入会林野整備中団地 2 団地 68ha

6. 施業履歴・森林被害の記録 (過去 5 年間)

対象森林内の人工林における林道・作業道の路網密度(公道は含まず)は、平均で 20m/ha と、生産基盤は充実しつつある。

施業の中心は、これまで災害復旧が主体であったが、20 年度でほぼ復旧も終わり、今後、利用間伐を中心に、主伐期を迎える林分での小面積分散型皆伐に移行していく。

【施業種別実績-過去 5 年】

単位 面積 : ha、作業道 : m

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
新植	57	76	122	95	61	411
下刈り	530	519	567	572	313	2,501
枝打ち	61	142	244	293	321	1,061
除伐	381	366	517	106	610	2,635
保育間伐			88	567		
利用間伐	108	31	93	128	212	572
天然林改良	3	4	6	3	0	16
主伐(皆伐)	86	126	121	80	51	464
作業道開設(m)	4,030	3,919	3,766	4,212	1,399	17,326

※「新植」及び「主伐」面積には、気象災害の復旧面積も含まれる。

【素材生産量－過去5年】素材生産量（m³）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
利用間伐	3,980	3,715	11,137	15,355	25,456	59,643
主伐(皆伐)	39,941	45,703	43,419	28,878	18,528	176,469
合計	43,921	49,418	54,556	44,233	43,984	236,112

【森林被害の記録と概況】

日田市は、近年度重なる台風被害に見舞われているが、直近5年間には大きな森林被害は発生していない。気象災害復旧面積は、平成16年に発生した台風による風倒被害地の復旧造林で、平成20年度にほぼ終了している。

ただし、その他被害として、ニホンジカによる食害が急増してきており、筑後川を挟んだ北側では、特に深刻になってきている。

特定鳥獣保護管理計画に基づいて捕獲規制の緩和などが行われているが、ハンター不足などにより、頭数は依然として高い水準にあり、北側の経営林では、造林地の防護ネット設置が欠かせなくなっている。

被害が散発的な為に、被害数値に表れてこない部分も多く、森林組合では、巡視等による被害状況の把握に努めるとともに、下刈りの短縮や除伐などの際に下枝の一部を刈り残すなどの対策を試みてきている。

○過去5年間の森林被害

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
森林火災面積(ha)	0	0	0	0	0	0
気象災害復旧面積(ha)	34	70	92	52	0	248

○過去5年間のシカ被害と対策実施状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
シカ被害(ha)	0.88	0	0.00	0.00	1.82	2.7
シカネット作設(m)	18,600	14,400	15,950	20,780	10,600	80,330

7. 経営方針

日田市森林組合の「SGEC 認証対象森林の経営方針書」の概要は以下の通り。

【基本方針】

日田市森林組合は、森林経営にあたり、森林・林業に対する基本方針を「積極的な林業生産活動が山村経済を支え、社会環境にも貢献できる」として、次の事項を重点項目として、適正な森林整備を行う。

- ① 木材の安定供給を行い地域林業・木材産業の振興を図る。
- ② 間伐などの造林保育事業を積極的に行い、健全な森林作りに努める。
- ③ 林業後継者や林業作業員など、担い手対策を強力にすすめる。
- ④ 森林・林業の重要性を広く社会に発信し、川上・川下の連携を構築する。

上記方針を基本に、「持続可能な森林経営」を実現するため、県・市行政の指導を受けると共に、組合員との連携を深め、森林に関する法令及び SGEC の基準・指標を遵守した林業経営を実践することで、大きく変化する木材流通の将来像を見極め、真の「国産材時代」に対応する木材生産活動を積極的に推進して、「魅力ある林業」・「儲かる林業」を目指す。

【経営方針】

(1) 林業経営

山林所有者の森林に対する要望は、「魅力ある林業」・「儲かる林業」であり、その為には積極的な木材生産活動が不可欠である。森林組合がその道筋を見出し、資産価値の高い山作りを行いながら、次世代に繋げる事を柱とする。

- 1) 日田市森林整備計画の定める機能区分ごとの森林整備の推進方向を遵守する。
- 2) 資源循環利用林については、林業経営と環境保全の両立を目指す観点から、標準伐期令以上とし、資産的価値の高い高齢級林分へ誘導する場合、長伐期の目標は 80 年とする。
- 3) 除間伐を積極的に取り組み、利用可能な原木は最大限に利用する。
- 4) 間伐は、立地環境に応じた目標林型を明確にして取り組み、10 年を周期として繰り返すことを基本とし、小規模森林所有者を取りまとめ、集団間伐を目指し積極的な事業提案を行う。
- 5) 持続可能な森林経営の為には、生産基盤となる路網の整備は不可欠であり、開設にあたっては、環境に配慮し、地形に応じた切取り土量最小の工法に努める。
- 6) 生産コストの削減を図る為、集団化に取り組み、森林作業プラン作成者及び、作業員の林業技術の向上を目指す。
- 7) 路網整備による高性能林業機械の導入、コスト削減に積極的に取り組むが、地形条件によっては、現状環境に、より負荷を与えない作業システムの構築に取り組む。
- 8) 個人の山林所有規模のうち 66%が 1 ha 未満であることから、皆伐にあたっては、5ha を超えない範囲で小規模施業地を取りまとめ、地形に応じた集約的な団地化を目指した事業提案を行う。
- 9) 素材流通が多様化する中で、販売力を強化し、即応できる体制をとる。
- 10) 市場動向を常に把握し、流通需要価値の高い素材生産に取り組む。
- 11) 隣接する系統組織や SGEC 認定事業体と連携し、供給量の拡大、安定供給体制の確立を

図り、競争力・交渉力を付けて、利益を山元へ還元していく。

(2) 公益機能の維持・推進

認証対象森林の 47%が水土保持林に区分されており、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させ、持続可能な森林経営を行うことが重要である。「森林に関する法令及び SGEC の基準・指標」を遵守し、森林施業計画に基づき適正な森林管理を行うため、次項を実践し公益機能の維持・増進に努める。

- 1) 保安林等制限林の指定施業要件等を遵守する。
- 2) 1 事業地での皆伐は 5ha 以内とし、努めて事業地の分散化を図る。
- 3) 人工林皆伐後は 2 年以内に植栽を実施し、更新の確実を期す。
- 4) 下刈りは、雑草木の繁茂の状況により植栽後 6 年～10 年間継続して行い、植栽木の健全な成長を促すとともに、天然更新したケヤキなどの有用広葉樹は積極的に残す。
- 5) 除間伐、利用間伐は、下層植生を促し、水土保持等森林の有する公益的な機能を最大限に発揮させる為、太陽光が林内に常に差し込むように適正に実施して行く。
- 6) 度重なる台風被害で生じた未立木地については、天然更新も視野に入れたモニタリングを実行し、早期回復を図る。
- 7) 林道・作業道・作業路の開設に当たっては、林地保全、土壌流出防止に努めるとともに、生態系の保全、野生動植物保護など、生物多様性の保全を重視した作業マニュアルを遵守する。
- 8) 林地の保全・防災機能・生物多様性の保全を重視し、岩石地、尾根筋、風害常襲地等で造林木が健全な成長が見込めない箇所は、保護樹帯として、防災機能を強化する。また、水辺林は極力保全し、沢筋では多様な自然植生を育成し、水資源の保全や土砂流出防止機能を強化する。
- 9) 対象地内の広葉樹林、雑木林は、原則として他の林種への転換は行わず、薪・炭をはじめとするエネルギー資源、特用林産物資源として活用しながら、景観に配慮した植生を形成し、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- 10) ヤブクグリの高齢級林分は、間伐等の施業をされないまま放置されており、多様な下層植生の弊害となっていることから、今後の合板需要の増加を見込みつつ、小面積皆伐施業を推進し、品種転換を推進していく。

(3) 地域への貢献

基本方針の「積極的な林業生産活動が山村経済を支え、社会環境にも貢献できる」を念頭に、適正な森林管理と林業生産活動を行うことにより、地球温暖化防止、二酸化炭素吸収源対策、美しい森づくりを実践し地域社会への貢献に努める。

1) 林産生産活動の推進

認証対象森林を有効に活用しながら、林産生産活動を積極的に行うことにより、地域経済の発展と、そこに従事する若年労働者の確保と定住を図る。

また、地域に多数存在する製材工場と連携をとり、地産地消に努め、木材需要の拡大や、新しい木材利用に取り組む。

2) 林業従事者の労働安全確保

林業労働災害防止協会等の行う研修会等に積極的に参加し、林業従事者に対する安全教育・指導を徹底するとともに、労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ積極的に加入する。

3) 体験・交流事業の推進

小・中学生を対象にした「林業体験」研修の開催を通して、清流を育む森林の役割を実際に接して学習してもらおう活動などの他、県下唯一の林業科を持つ日田林工高校の学習、実技を支援し、地域住民や後継者に森林・林業の重要性を普及啓発する活動を強化する。

4) 新しい林業技術の開発や普及

「儲かる林業」を目指すには、林業生産コストの削減と流通経費の削減が急務である。山元では小規模集合団地間伐と基盤整備とを併せて低コスト作業を推進しており、その事業を行う上で「選定・計画・集約・実施・作業への指導等」を行う人材の育成を図っていく。

5) 指導事業

近年の林業情勢の変動が激しい中、いち早く正確な情報を伝えることに努めている。年2回の「組合員だより」の発行、間伐等講習会や各種講演会の開催を積極的に取り組んでいる。あわせて、再造林放棄地の解消のための指導も行っている。

6) 不法投棄パトロール

当組合は、日田市と不法投棄に関する協定を締結し、森林等への不法投棄の発見・通報等に取り組み、市の委託を受けて回収・処理を行っているが、今後もこのような取り組みを強化していく。

8. 環境方針

日田市森林組合では、「森林に関する法令及び SGEC の基準・指標」を遵守し、森林施業を通じて地球温暖化防止、水土保全、生物多様性の保全に努めるとともに、環境に関する知識を増やして、持続可能な森林経営を目指すため、次のような「日田市森林組合－SGEC 認証対象森林の環境方針」を定めている。

概要は以下の通り。

- (1) 環境保全に関する法令を遵守し、林業経営と環境保全の両立を目指す。
- (2) 適切な森林施業に取り組み、森林の多面的機能の維持・増進を図る。

- (3) 各種施業の実施にあたっては、下記に従い地形・土壌・水資源の保全に努める。
伐採に当たっては、1事業地の皆伐面積は5haを超えないものとし、伐採後は、速やかに植栽し、2年以内に更新作業を完了する。間伐に当たっては、生態系保持の観点から林内照度を高め、下層植生を促すために、保育間伐、利用間伐を適時に行い、植栽木の成長促進と下層植生の維持を図る。
- (4) 保護樹帯の設置、尾根筋天然林の保全、沢筋等の保全に努め、動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- (5) 適切な森林整備に取り組み、森林の二酸化炭素を吸収する機能を高めると共に、間伐材及び、国産材・地域材の循環利用を促進し、地球温暖化防止に貢献する。
- (6) 施業の実施にあたっては、化石燃料及び大気汚染物質、廃棄物の削減に努めるとともに廃棄物が出た場合は、地域で定められた方法により適切に処理する。
- (7) 森林病虫害防除にあたっては、生態的防除に努め、林業薬剤等を使用する場合は、適切な管理のもと必要最小限の量とする。
- (8) 野生生物の捕獲・採取は極力避け、どうしても捕獲・採取しなければならない必要が生じた場合には、生物多様性保全の観点から、その種の保全に支障がない必要最小限のものとする。また、新たな外来種の導入も極力避け、どうしても水土保全等の観点から導入しなければならない必要が生じた場合には、生態系への影響を慎重に検討し導入の際は、その悪影響を注意深く監視する。
- (9) 行政や第三者機関の行うモニタリング等の調査には積極的に協力するとともに、自らも管理区域でのモニタリングを実施し、持続的に森林の状況及び林内に生息・生育する動植物の把握に努める。
- (10) 野鳥などの野生動物の「すみか」や餌場となる広葉樹林や人工林の中にも適度に残していく。
- (11) 動植物のモニタリング調査等により、大分県レッドデータブック等で保護が必要とされる希少な野生動植物を見つけた場合には、関係機関の協力を得ながら、適切な保護に努める。
- (12) 森林の管理及びモニタリング調査等で得られた情報は、積極的に公開する。

9. 施業基準の概要

日田市森林組合では、関係法令、日田市森林整備計画の施業基準及びSGEC森林認証の基準・指標を遵守していくため、「日田市森林組合 SGEC 認証対象森林－生物多様性の保全を考慮した施業指針」を定め、次表の森林区分と管理指針を定めている。

【森林区分と管理指針】

林種	機能区分	施業目的	施業	管理指針
人工林	資源の循環利用林	生産林 (木材生産を主目的とする)	育成単層林施業 短伐期施業 長伐期施業	林齢の平準化と森林資源の保続に配慮して、伐期の分散・長期化、伐採箇所縮小・分散に努める。 伐採～造林を効率的に実施し、確実な更新に努める。
	水土保持林	生産環境林 (木材生産と環境保全の両立を目標とする)	育成複層林施業 長伐期施業 複層林施業 針広混交林施業	適切な保育・間伐等を促進し、林木の生長を促しつつ下層植生を発達させるとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る。 可能などころでは、針広混交林化、複層林化に努める。
	森林と人との共生林	環境林 (環境保全を重視する)	針広混交林施業	樹種の多様性を増進することを基本とし、天然更新を活用して広葉樹を導入し、針広混交林化を目指す。
天然生林	資源の循環利用林	生産環境林 (木材生産と環境保全の両立を目標とする)	萌芽更新施業	ナラ類等の萌芽更新が確実なものを対象とし、伐採箇所縮小・分散に努める
	水土保持林		育成天然林施業	受光伐を主体とした育成天然林施業によって、天然更新を促し、不十分な場合は、更新補助作業などにより確実な更新を図る。
	森林と人との共生林	環境林 (環境保全を重視する)	天然生林施業	天然力を活用して自然植生の維持を図ることを基本とし、必要に応じて人為により機能向上を図る。 禁伐を含む。

10. 地域との連携

森林所有者・林業事業者の高齢化が進む地域の中で、森林所有者に代わって、地域森林整備・林業の中核的役割を担う、日田市森林組合の存在は、ますます大きくなっている。

こうした中、同組合では、平成5年から直営の「森林整備センター」を設立するなどして、若年事業者の育成等に努めてきており、これらの取り組みが、地域の信頼を得ることに繋がり、1万8,000haを超える「森林施業委託契約」の締結に結びついている。

主な地域貢献活動は、以下の通り。

- ・ 林産物生産活動を積極的に行うことにより地域経済の発展と、そこに従事する若年労働者の確保と定住を図っている
- ・ 日田市と協定を結び、市内の不法投棄パトロールを行い地域森林環境の美化を呼び掛け、不法投棄ゴミの回収処理を行っている
- ・ 県下唯一の林業科を持つ地元日田林工高校の学習・実技を支援している
- ・ 年2回の「組合員だより」の発行、間伐等講習会や各種講演会開催に積極的に取り組んでいる
- ・ 緑の少年団が当地域に組織されており、その活動を支援している
- ・ NPO 団体が行う植生勉強会や、椎茸実演教室等に参加・協力し、啓蒙普及に努めている

11. 森林環境教育

日田市森林組合では、「森林・林業の重要性や森林組合の目的、役割など、林業関係者以外の者への啓蒙普及」を組合運営の基本方針に掲げており、小・中学生を対象にした「林業体験」研修の開催や、地元イベントなどの機会を利用して、森林や森林整備の必要性などについて、下記のような啓発活動を行っている。

- ・ 県または、市の主催する植樹祭に積極的に参加し、参加者に対し森林環境の役割・重要性を解説している
- ・ NPO「日本の杉桧を守る会」の活動に積極的に参加し、杉・桧の家本来の素晴らしさをPRする活動に協力している
- ・ 小中学校の環境教育の一環で、勉強会の開催や、現地研修等の指導を行っている

12. 生物多様性保全への配慮

日田市森林組合では、森林所有者に対し、人工造林の際に地力向上や適地適木の観点からも、植栽地への広葉樹造林を奨励してきており、県の環境税を利用した生物多様性に配慮した景観林整備にも取り組んできている。

また、現状の巡視及びモニタリングは、現場担当者が各団地の巡視を行い、森林災害の被害状況及び、森林の現状等を把握し、報告する体制をとっており、認証取得後は、既存巡視に加え、「森林モニタリング調査実施要領」を定めて、「RDB 大分-日田市該当リスト」等の貴重な動植物の生息・生育情報の把握、保護に努めることとしている。

確認資料一覧

番号	資 料	備 考
1	森林施業委託契約書(10,467名)	
2	森林施業計画認定書(写し)・・・・・・・・・・・・・・・・各団地別(10,467名)	
3	森林施業計画(平成19～24年度)	
4	森林施業の実施に関する長期の方針	
5	森林の現況並びに伐採計画及び造林計画(森林簿)・各団地別	
6	森林施業委託森林位置図(1/50000)	
7	団地別林相現況図(1/5000)	
8	森林施業計画実行簿(施業履歴)	
9	大分西部地域森林計画書(平成20～29年度)	
10	日田市森林整備計画書(平成20～29年度)	
11	日田市森林機能区分図(ゾーニング図:1/20万)	
12	日田市保安林位置図(1/20万)	
13	日田市森林組合の概要	
14	日田市森林組合平成21年度業務報告書・平成22年度事業計画書	
15	日田市森林組合第44回通常総会に代わる総代会議事録(H22年7月15日)	
16	日田市森林組合 森林管理計画書	
17	認証対象森林の経営方針	
18	認証対象森林の環境方針	
19	生物多様性の保全を考慮した施業指針	
20	施業体系図(スギ地位1・2、ヒノキ地位1・2)	
21	森林モニタリング調査実施要領 同結果報告書(様式)	
22	レッドデータブック大分(日田市該当リスト)	
23	施業実施仕様書(伐倒整理・倒木起・造林・下刈・枝打・ 除間伐・育成天然林・防護策設置 事業仕様書)	
24	伐採・搬出作業マニュアル	
25	作業路作設マニュアル	
26	作業現場における油類の取扱いマニュアル	
27	林業薬剤管理マニュアル	
28	労働安全に関する基本指針	
29	安全衛生委員会規程	
30	安全衛生管理体制図	
31	安全衛生管理等月別実施予定表(22年度)	
32	林野火災予防・消火マニュアル	
33	災害・火災時 連絡体制図	
34	大分県天然更新完了基準(大分県)	
35	間伐現地講習会(列状間伐)資料	

36	合法木材証明書（日田市森林組合）	
37	伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書	
38	保安林内立木伐採許可決定通知書	
39	素材生産活動の適正化のための自主的行動規範（日田市森林組合）	
40	レッドデータブックおおいた（大分県）	
41	大分県指定希少野生動植物（大分県）	
42	大分県自然環境情報図 大分県（1/20 万：環境省第 4 回）	
43	平成 22 年度大分県鳥獣保護区等位置図（1/15 万）	
44	第 10 次鳥獣保護事業計画（H19 年～H24 年度：大分県）	
45	特定鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）保護管理計画（大分県）	
46	鳥獣害から農林産物を守る（大分県）	
47	日田市文化財マップ（日田市教育委員会）	
48	日田市文化財一覧（日田市）	
49	日田市伝統的建造物群保存地区保存条例（日田市）	
50	日田市森林組合だより（年 2 回発行）	
51	労働保険加入申告書（組合職員・森林整備センター・作業班員）	
52	日田林業マップ（大分県日田地方振興局）	
53	日田の林業（大分県日田地方振興局）	
54	治山事業関係 H21 年度実施分木材利用予定(大分県日田地方振興局)	

Ⅱ. 審査経過 一日田市森林組合管理森林の審査経過

審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、江藤幸一、宇佐美均の3名が担当した。

【審査申込】

平成20年7月1日／審査申込

(内 容)

1. 『緑の循環認証会議』SGEC 森林認証の考え方
2. 基準・指標・ガイドラインの説明
3. 審査手順及び毎年の管理審査の説明
4. 審査申込書の受付
5. 確認資料の説明

【企画審査】

平成20年7月9日～11日／「企画審査」での現地確認

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会 認証審査センター 児島 裕

(場 所)

日田市森林組合(本所・田島支所)

受託管理森林(三花団地、小野団地、大鶴団地、五和団地、和田佳子団地、
安心院団地、高瀬団地、高瀬生産森組団地、朝日団地)

(立ち会い者)

日田市森林組合 代表理事組合長	日高 勲
代表理事専務	諫山 克彦
総務部企画課長	和田 正明
〃 指導課長	後藤 正夫

(聞き取り関係者)

大分県西部振興局農山村振興部森林・林業第2班

(内 容)

対象森林の所有者(総代)に集合してもらい、SGEC 森林認証制度の説明会を実施するとともに、対象森林の自然条件、地域的特性、施業状況、社会環境を把握するため、抽出した現地で下記内容の調査を行った。

1. 日田市森林組合における管理組織と体制

2. 長期施業委託契約書による合意形成と施業計画実行体制
3. 組合員への SGEC 基準・指標等、諸規定の遵守意思の確認
4. 地域の森林の概況・林業・林産業の状況について聞き取り及び関連資料の確認
5. 地域森林計画及び市町村森林整備計画における指定施業要件等の確認
6. 森林簿・及び森林計画図の現地照合
7. 現地調査による管理森林の管理状況の把握
8. 台風被害地等未立木地の状況確認
9. 被害地の復旧造林の状況
10. 間伐実施地における林地の保全状況について
11. 林道・作業道の設置状況
12. モデル林の状況
13. 地域におけるニホンジカの生息状況と被害状況
14. 対象地域の自然環境及び野生動植物の状況について
15. 希少野生動植物種の生息状況について
16. 重要文化的景観(国指定)「小鹿田焼の里」の景観保全について
17. 地域における森林環境教育・レクリエーション活動について
18. 地域における林地残材等木質バイオマス利用状況
19. SGEC 森林認証の取得についての今後の取組について

平成 22 年 6 月 10 日／審査要件の設定

(内 容)

「企画審査」での現地確認の結果等により、SGECの基準・指標・ガイドラインに基づいた別紙「全林協審査判定表」の 69 項目を「審査要件」として決定し、申請者に「審査要件」を伝えた。

【確認審査】

平成 22 年 10 月 25 日～28 日／「確認審査」での現地確認

(場 所)

日田市森林組合(本所・田島支所)

受託管理森林(夜明団地、朝日団地、大鶴団地、小野団地、三花団地、西有田団地、東有田団地、羽田団地、高瀬団地、高瀬生産団地、和田佳子団地 等)

(審査委員)

元東京農業大学教授・農学博士

河原 輝彦

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕

同

専門審査員 江藤 幸一

(立ち会い者)

日田市森林組合 代表理事専務 諫山 克彦

企画・管理課長 和田 正明

指導課長 大蔵 清隆

林産販売課長 園田 宗市

企画管理課担当 針崎 実

(聞き取り対象者)

大分県西部振興局農山村振興部

日田市 農林振興部森林保全課

日田市 農林振興部木材産業振興課

高瀬生産森林組合副組合長 森林所有者

NPO 初島森林植物園ネットワーク 森林所有者 等

(内 容)

「確認審査」での現地調査、及び森林所有者、行政関係者、利害関係者への面談を行い下記事項の確認を行った。

1. 日田市森林組合の森林管理状況の把握。
2. 対象森林に関する確認資料の内容について、質疑応答及び関連資料の確認。
3. 地域での労働安全対策と実施状況について森林組合関係者から聞き取り
4. 作業班等現場作業者の社会保障等への加入状況、労働安全対策について
5. 林地の保全や環境配慮事項についての作業者への指導状況について
6. 個別の所有者の森林の管理状況について
7. 気象災害跡地の復旧状況
8. 1～3 齢級の幼齢林の状況
9. シカの被害状況及び対策(防護ネット設置箇所)

10. 収穫作業現場での林地保全状況
11. 天然林改良の実施状況と更新状況
12. 林道や治山事業への間伐小径木等木質材料の利用状況
13. 竹林の拡大防止対策
14. 間伐山土場での間伐材の分別・表示の仕組み確認
15. 生物多様性に関する情報の収集状況
16. 市内の森林に係る文化財の把握状況
17. 県指定史跡「石坂石畳道」の保全状況について
18. 市指定天然記念物ズミの群生地への保護対策について
19. 県指定の環境保全地域、自然環境・文化財等について
20. 対象地域の入会林や同未整備地及び、漁業権など慣習的利用権について
21. 日田地域における新生産システムの実施状況について
22. 県の特定鳥獣保護管理計画対象動物と内容
23. 日田市森林組合の地域に対する貢献について

【審査判定】

平成 22 年 12 月 20 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興（株）代表取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社) 林木育種協会理事	真柴孝司

(事務局)

(社) 全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺政一
(社) 全国林業改良普及協会	児島 裕
(社) 全国林業改良普及協会	野田昭一
(社) 全国林業改良普及協会	宇佐美均

(内容)

「審査要件」及び「確認審査」内容に基づいた審査結果を審査委員会に諮り、審査決定を行った。

提示資料及び現地確認審査による審査判定表の内容から、申請森林は SGEC 森林認証に値する森林であるものと認められた。

(判定内容については、判定事由書参照)

Ⅲ. 判定事由書

「企画審査」により、SGEC の定める基準・指標・ガイドラインに準拠した全林協審査判定表「日田市森林組合 管理森林」のとおり、69 項目を「審査要件」として決定した。

「審査要件」に基づき「確認審査」を行い、審査判定について審査委員会に諮ったところ、対象森林は、審査判定表に基づき、認証に価すると判定された。

なお、審査委員会により、下記項目について、「向上目標」が付記された。

「向上目標」については、今後の年次管理審査において重点的にチェックされる。

【向上目標】

1. GIS 等を活用し、引き続き希少野生動植物の生息・生育情報の把握に努め、対象森林内に生息地等が発見された場合は、地域の専門家等の助言を仰いで、適切な保護に努めることが必要である。（基準 2－3）
2. ヤブクグリ等の高齢放置林は、度重なった自然災害やシカによる被害が重複するなど、一朝一夕に解決できる問題ではないものの、有効利用に努めながら、他品種等への転換を図っていくことが望ましい。（基準 2－4）
3. 外来種の導入に際しては、周囲への影響が出ないように、注意深く監視していくことが必要である。（基準 2－4）
4. 過去に植栽された尾根筋等に見られる成長不良の人工林については、保護樹帯として暫時広葉樹への林種転換を進めていくことが望ましい。（基準 3－2）
5. 地域の森林所有者の代表として、地域の素材生産事業者に対しても「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」の指導・徹底を図っていくことが必要である。（基準 3－3）
6. 台風被害跡の未立木地とされている箇所において、地域森林計画で定める天然更新完了基準に基づく調査を行い、早急に解消を図ることが望ましい。（基準 4－3）
7. 立木密度が高めの林分が見られることから、間伐講習会等を通じて、地域に相応しい間伐の基準について、所有者との合意形成を図っていくことが求められる。（基準 4－6）
8. 組合職員は、認証対象森林に生息・生育する動植物の把握及び生物多様性の保全に関する知識の習得に努めるとともに、教育・研修の記録を残すことが必要である。（基準 5－3）
9. 森林認証取得後は、日田市森林組合の PR 及び、持続可能な森林経営の模範となる展示林を設置していくことが求められる。（基準 6－4）

【判定事由】

基準 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定

1-1. 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確である。

1-1-1 / 妥当である

森林認証の対象森林(以下:対象森林)は、日田市森林組合(以下:同組合)が、森林施業計画作成に当たって、森林所有者 9,255 名(延べ 10,467 名)と森林認証に関する合意形成を図り、同組合と森林施業委託契約(5年)を結んだ森林 18,757.23ha である。

契約者全員の「森林施業委託契約書」及び、「森林施業受託森林位置図」、「森林簿」、「森林施業図」を基に、林分を現地で確認した。

1-2. 対象森林の所在場所別面積、人工植栽に係る森林の区別(人工林、天然林別)、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されている。

1-2-1 / 妥当である

同組合には、上記契約地の「森林簿」等が常備されており、これらは GIS で管理され、実地調査等に基づき 5 年おきの施業計画更新時に精査更新されている。

1-3. 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭である。

1-3-1 / 妥当である

同組合には、GIS とオルソフォトを組み合わせた「森林施業図」が常備されており、対象森林の位置は、現地・図面上で明瞭である。

1-4. 森林計画制度の森林施業計画あるいはそれに準じた管理計画が樹立されている。管理計画の中で、森林所有者等が自らの意志で、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されている。

1-4-1 / 妥当である

同組合では、平成 14 年度より、森林所有者との長期施業委託契約を締結して日田市内一円を網羅した森林施業計画を樹立してきており、管内における森林施業計画カバー率は 95%にも及んでいる。

対象森林は、同森林組合が上記長期施業委託契約によって管理する森林で、平成 19 年度末に全ての森林が施業計画再認定(H19 年~24 年)を受けている。

同組合では、個別施業計画における長期の方針を補完するため、「認証対象森林の経営方針書」及び「環境方針」等を定めている。

1-4-2/妥当である

対象森林は「大分西部地域森林計画」及び「日田市森林整備計画」に基づき、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」、木材等の生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分され、各々「目指すべき林相」と施業の考え方が明示されている。

1-4-3/妥当である

同組合では、「認証対象森林の経営方針書」及び「環境方針」を定めており、対象森林での上限伐採面積など、現行の森林計画制度における環境保全、生物多様性保全の内容を補完する基本方針を示している。

1-5. 森林管理計画に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われている。

1-5-1/妥当である（向上目標付記）

対象森林の管理は、所有者との「施業委託契約」によって、立木竹の伐採及び販売から、造林、保育その他必要な森林施業、作業路網その他施設の整備、巡視、事務手続き等まで、ほぼ全面的に同組合に委託されている。

同組合は、管内林野面積が2万haを超える広域森林組合であり、本所及び一支所における管理部門に27名の常勤職員を配置し、実行組織としては、機械装備の整った直営の「森林整備センター」29名を主力に、各地域に配置された40班130名が当たっている。

1-5-2/妥当である

同組合は、SGEC森林認証に取り組むにあたって、「認証対象森林の経営方針書(以下:「経営方針」)」及び「環境方針」等を定めて、持続可能な森林経営に向けての目標を定め、継続的な改善に取り組んでいる。

基準2 生物多様性の保全

2-1. 生物多様性保全のための計画は、ランドスケープレベルの管理方針が定められているとともに、主要な森林タイプについて林分レベルの管理方針が定められている。

2-1-1/妥当である

日田市森林組合では、生物多様性の維持向上を図るため、「認証森林経営方針」及び「環境方針」を作成しており、ランドスケープレベルでは、大分西部地域森林計画及び、日田市森林整備計画に準拠した施業計画を作成している。

同組合では、さらに「日田市森林組合 SGEC 認証対象森林-生物多様性の保全を考慮した施業指針」(以下/施業指針)を定めて、人工林・天然林及び施業タイプ別に管理指針を作成して管理に当たっている。

2-1-2 / 適用除外

日田林業で知られる伝統的なスギ林業地で、地域の人工林率は72%にも達しており、一般民有林である対象森林には、原生林ないし類する森林は見られない。

2-2. 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林、天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの管理方針が定められている。

2-2-1 / 妥当である

生物多様性の確保に重要な構成要素は、「自然環境情報図(大分県 1/20 万)」等に示されており、それらは、同組合の団地別森林施業図(GIS)に記録している。

また、大分県では、「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を定め、「指定希少野生動植物」を指定して保護管理を進めている。

同森林組合では、上記を踏まえて、「森林モニタリング調査実施要領」を定め、「希少な野生動植物リスト」を森林組合職員に配布して記録と保護に努めている。

2-2-2 / 妥当である

対象地内の河川・溪流沿いなどには、広葉樹の水辺林が概ね良好に残されているが、過去に沢筋までスギが造林されている箇所も散見される。

そのため、同森林組合では、経営方針及び施業指針において、「水辺林は、極力保全する。すでに水際まで人工林化しているところでは、強度の間伐などによって自然植生を誘導し、天然林化を促していく」とし、水辺林の保全・拡大に努めている。

2-3. 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧に属する種及びその生息地の保護が図られていること。

2-3-1 / 妥当である (向上目標付記)

「レッドデータおおいた(大分県版 RDB)」をもとに、地域の「希少な野生動植物リスト」を作成して、職員等に配布している。

前記モニタリング調査等によって、施業対象地で、貴重な動植物が生息・生育することが確認された場合は「行政機関に連絡し、専門家の意見を聞いた上で保護マニュアルを定め、必要な保護対策を行う」ことを施業指針で定めている。

2-3-2 / 妥当である

環境方針に基づいて貴重動物の保護に当たっており、施業指針で「希少動植物、貴重な野鳥の生息、営巣が確認されればその周辺の伐採を制限し、繁殖を妨げないよう配慮する、キツツキなどのえさ場となっている枯損木、倒木等においても、生物多様性保全を考慮し、主林木に支障のない範囲で残していく」こととしている。

2-4. 下層植生を含め自然植生の保護に努めること。

2-4-1 / 妥当である (向上目標付記)

希少動植物の生育環境については、前記のように情報収集にあたっており、施業地で確認された場合は、専門家の指示を仰いで、重点的な保護対策を講ずることとしている。

なお、日田地域に伝統的なスギ品種であるヤブクグリは、近年は造林されていないものの、曲がり等が敬遠されて需要が少なく、台風の影響とも重なり、高齢級の放置林分となっている箇所が散見される。

こうした林分は、下層植生が乏しい箇所もあり、生物多様性保全上の問題となっている。

さらにシカによる食害も増加しており、今後の懸念事項である。

2-4-2 / 妥当である

対象森林での山菜等の採取については、特に禁止などの措置はとっていないが、地域内で採取が主原因で減少したとされる種は今のところ確認されていない。なお、森林巡視等によって、不適切な活動の防止に努めている。

また、狩猟については、鳥獣保護法等に従って管理されている。

2-4-3 / 妥当である (向上目標付記)

対象森林の一部には、試験的ではあるが、ユリノキなどの外来種が、導入されている。

スギ一斉造林への反省から、多様性を持たせた森林へ転換を図るために導入された経緯はあるものの、今後、外部への影響が出ないように、注意深く監視していくことが必要である。

2-4-4 / 妥当である

同森林組合では、「作業路作設マニュアル」を作成し、入念な事前調査によって切盛土量ができるだけ少なくする線形を選ぶことや、土留・横断溝などに支障木などの現地調達した小径木を積極活用するなど、小動物の生育・繁殖に対する配慮を行っている。

なお、公共設置の林道等においても、木質材料の活用など木材利用が積極的に行われている。

基準3 土壌及び水資源の保全と維持

3-1. 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画や実施過程における悪影響を最小化する。

3-1-1 / 妥当である

日田地域では、近年度重なる大型台風被害を被っており、これまでのスギ一斉林の見直しが進んでいるところである。

森林組合では施業指針に「認証対象森林の自然環境を保全する為には、林内外に生育する草類、灌木、高木また、昆虫、爬虫類、哺乳類等の動植物の健全な生態系を保持することが大切であ

る。その為には人工林で針葉樹の割合が高すぎる地区では、地形、地質等を考慮しながら、段階的に広葉樹へと転換しながら、生態系や景観の保全、生物多様性の保全に努めていく必要がある」との認識を掲げ、施業における環境負荷の軽減に積極的に取り組んでいる。

3-1-2 / 妥当である

地域森林計画及び市町村森林整備計画によって、土壌・水系の保全のために配慮が必要な場所は「水土保持林」として区分され、さらに重要度が高いところは、「水源かん養保安林」に指定され、計画図に明示されている。

これら区域での施業については、上記計画及び指定施業要件によって、基本的方法や制限などが定められている。

3-2. 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けている。

3-2-1 / 妥当である (向上目標付記)

スギの有名林業地で、ところによっては人工林率 90% を超える地区もあり、尾根筋までスギが植えられているところも多い。

森林組合では、このような状況が度重なる台風被害を拡大させたとの認識があり、今後、施業指針等によって、「岩石地、尾根筋、風害常襲地等で造林木が健全な成長が見込めない箇所は、保護樹帯として、防災機能を強化する」こととしている。

3-2-2 / 妥当である

保護樹帯については、施業指針により「尾根筋・林縁地等は保護樹帯として、極力天然林を残し、広葉樹の植生を促す。すでに針葉樹林となっている場所においては地形を考慮し、更新時に広葉樹等に転換する」ことが計画され、一部で既に実行されている。

3-3. 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流出防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されている。

3-3-1 / 妥当である

山地災害の防止、水源かん養機能等の機能を重視する森林は、地域森林計画及び市町村森林計画において「水土保持林」とされ、森林組合「経営計画」及び「施業指針」は上記の基準・指標に適合している。

なお、保安林等制限林の指定施業要件は遵守されていることを確認した。

3-3-2 / 妥当である (向上目標付記)

森林組合では、「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成して、組合作業班、素材生産業者に配布している。

同マニュアルによる集運材方法は、各地の担い手の装備によるが、「森林管理の基本方針及び

生物多様性に配慮した施業指針等に基づき実施し、特に林地保全、河川汚濁防止、貴重動植物の保護等に努める」ことを求めている。

3-4. 林業機械に用いる、燃料、オイルその他の汚染物質および農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払うこと。

3-4-1 / 妥当である

燃料・オイル類は、関係法令及び「作業現場における油類管理規程」に基づき、適切な管理のもと使用している。

林業薬剤は現在使用していないが、やむをえず使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理規程」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

3-5. 林道等の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払うこと。

3-5-1 / 妥当である

森林組合「施業指針」及び「作業路作設マニュアル」により、土質、地形に配慮した線形を計画すること、切土・盛土など土工量が極力少なくすること、雨水の集中を避けることなどを定め、実行に努めている。

現地調査中に不適切な開設実態は確認されなかった。

基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持

4-1. 経済的、社会的、生態的な持続性に配慮し、森林資源調査等に基づいた森林管理計画を作成し、適切な実行体制が整備されている。

4-1-1 / 妥当である

森林組合では、森林管理計画の策定に当たって、前記のように「経営方針」及び「環境方針」を定めて、生物多様性保全や災害にも強い森林の機能の回復と保全を目指して取り組んでいる。

4-1-2 / 妥当である

間伐や主伐などの施業時には、全木調査行って資源量を把握しており、調査数値等をもとに、随時、GIS データ等の補正に努めている。

対象森林の林齢構成(面積比)は、1~5 齢級で 23%、5~10 齢級で 44%、10 齢級以上で 28%と、比較的平準化されている。ただしこれは近年度重なった台風被害の復旧によるもので、20 年度で復旧造林が、一段落したことから、施業団地化による間伐など、積極的な施業を行っている。

4-2. 伐採量は森林の機能区別に指定された森林施業計画認定基準の範囲内であり、適正に配置されている。

大面積皆伐は避け、可能な箇所では、非皆伐施業を行う。また林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められている。

4-2-1 / 妥当である

森林施業計画書の「森林の現況並びに伐採計画及び造林計画(以下:「伐・造計画)」に箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が作成されている。対象森林の伐採計画は、森林施業計画認定及び資源構成等に照らして適切であり、その計画に基づいて伐採が行われている。

4-2-2 / 妥当である

同森林組合の「施業指針」に伐採方法・伐期齢・伐採率、水土保持・生物多様性保全に配慮した技術指針を明示している。

対象森林においては、「循環林においては標準伐期齢以上、水土保持林など長伐期を指向する林分においては80年生を目途に行い、1事業地の皆伐面積は、5haを超えないものとする」こと、「尾根筋・林縁地等は保護樹帯として、極力天然林を残し、広葉樹の植生を促す」等の指針を設けている。

4-2-3 / 妥当である

認定された森林施業計画書の「伐採計画及び造林計画」に沿った伐採が行われている。

4-3. 伐採後は計画期間内に確実に更新されていること。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていること。

4-3-1 / 妥当である (向上目標付記)

伐採と更新の状況は、GIS及び「施業計画実行簿」として記録管理されている。

なお、対象森林内の500ha近い未立木地は、度重なる台風被害の災害復旧の際、小規模林地であったために保育等の手入れが十分に行き届かなかった林地がほとんどで、現在は多様な樹種が更新して、若齢ながらも天然林への遷移が進んでいるところである。これらは次回の森林施業計画の組み換え時期に、更新状況の現地調査を行い天然林へ組み入れる計画である。

4-3-2 / 妥当である

更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針は、森林組合「施業指針」に明示している。

更新箇所と箇所ごとの更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が「伐採計画及び造林計画」に明示されていることを確認した。

4-3-3 / 妥当である

人工更新の樹種は、適地適木を原則とし、現在は広葉樹も含めて在来品種を植栽することとしている。

なお、外来種は、過去にユリノキなどが導入された経緯はあるが、現在は行われていない。

4-3-4 / 妥当である

植付け後は、巡視等により枯損苗木の実態調査を行い、枯損苗木が確認された場合は、原因を究明し、補植又は改植の措置を講じている。

近年シカの食害が急増しており、激害地では、防護ネットの設置を行っている。連絡会

4-4. 天然林についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画が樹立され、的確な更新施業が行われている。

4-4-1 / 妥当である

対象森林の天然林は、一部の尾根筋などに残された保護樹帯または、シイタケ用原木生産に利用されている萌芽林である。

これら天然林についても森林施業計画が立てられ、天然林改良などが計画されている。

4-4-2 / 妥当である

シイタケ原木生産を目標とした萌芽更新施業が一部で行われており、森林整備計画及び森林組合「育成天然林事業仕様書」に基づいている。

更新については、萌芽を促す伐採時期や芽かきなどの更新補助作業、更新が不十分な際の植え込みなどが計画されている。

4-5. 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われている。

4-5-1 / 妥当である

森林組合「施業指針」及び「施業体系図」を技術指針として、保育作業が実施されており、林内の広葉樹等が適度に残されていることを確認した。

4-5-2 / 妥当である

「施業計画実行簿」として記録されており、予定時期については、森林施業計画の「伐・造計画」に明示されている。

4-6. 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されている。

4-6-1 / 妥当である

森林組合では、各地区での「間伐推進のための地区座談会」などを通じて、団地化と作業道の整備による効率的な間伐の推進に努めている。

「森林施業計画書」における「伐・造計画」に間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時

期が明示され、計画に準拠して間伐が行われている。

なお、要間伐森林に指定された箇所については、計画において優先的に間伐を計画し、解消に努めている。

4-6-2 / 妥当である

間伐の実行については、施業体系図及び施業指針により、その方法、繰り返し期間、伐採率等が定められている。

なお、除・間伐の際には、林内に現存する広葉樹などを支障のない範囲で、適度に残している。

4-6-3 / 妥当である（向上目標付記）

GIS 及び「施業計画実行簿」によって記録管理されている。

度重なった気象災害による影響か、間伐率が林分の状況から見て低めに押さえられている。また、前記のヤブクグリの林分において間伐の遅れ気味の林分が見られる。

4-7. 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめている。

4-7-1 / 妥当である

病虫獣害の防除に当たっては、森林病虫害等防除法を遵守するとともに、鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に従っていることを確認した。

なお、やむを得ず林業薬剤を使用する場合は、「林業薬剤管理マニュアル」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

4-7-2 / 妥当である

シカによる造林木の剥皮・食害が、増加傾向にある。

大分県では特定鳥獣保護管理計画を策定して猟期の延長など捕獲規制の緩和が行われているが、依然として高い生息数にある。

経営林における対策として、防護柵の設置や、剥皮防護対策として、下枝払いの際に残枝を長めに残すなどの予防策を試みてきている。

4-7-3 / 妥当である

現状で林業薬剤は使用していないが、林業薬剤を使用する場合は、森林病虫害等防除法及び「林業薬剤管理規程」に基づき、適切な管理のもと、最小限の林業薬剤を使用することとしている。

4-8. 山火事に対する適切な予防と被害への対処が図られている。

4-8-1 / 妥当である

認証対象林における巡視及びモニタリングについては、森林組合担当者が、各団地の巡視を行い、森林災害の被害状況並びに森林の現状を報告する体制をとっている。

また、「林野火災予防・消火マニュアル」を用意し、現場従業員等への教育指導に当たっている。

4-8-2/妥当である

地元消防署などとの連携を取りながら「日田市森林組合災害・火災時連絡体制」を組んでおり、「林野火災予防・消火マニュアル」において、地域の消防団、関係機関が実施する消防訓練にできる限り参加すること、消化機材を用意すること、火災が発生した場合の連絡体制等、林野火災の予防対策、火災時の具体的な対応策を決めている。

4-8-3/適用除外

近年、対象森林において近年森林火災は発生していない。

基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組

5-1. 日本の全ての法律および日本が調印した全ての国際条約や合意を遵守すること。

5-1-1/妥当である

森林管理及び環境保全上必要な法令及び条例を遵守する事を確認した。

5-1-2/妥当である

「林野小六法」「環境六法」などの法令集が常備されており、いつでも参照できる環境が整えられている。

同森林組合の伐採届出書(写し)、保安林の伐採許可書等の合法性を担保しうる文書類が適切に保管されていることを確認した。

5-2. 地域社会の法的あるいは慣習的な財産・資源などの利用権が尊重されている。

5-2-1/妥当である

対象森林には、入会林野未整備団地が6団地、面積161ha残っている。

日田市で、整備を急いでいるところである。

その他、特に問題となる旧慣は、確認されなかった。

5-2-2/妥当である

入会林野整備を急いでいるところであるが、相続等による対象者が不明な例も多く、森林組合では、代表者を通じて、権利関係の把握に努めている。

なお、入会権者と同森林組合との間で、問題となる事案は確認されなかった。

5-3. 管理計画の実行に当たり、雇用者、委託者や林業従事者に対して生物多様性や労働安全などに関して適切な訓練と指導を行っている。

5-3-1 / 妥当である (向上目標付記)

森林組合では、様々な技術研修に現業職員も含めて派遣してきており、担当職員の技術水準は高い。

ただし、生物多様性保全に関する研修等については、これまで行われていなかったため、「レッドデータおおいた(大分県版 RDB)」などをもとに、地域の「希少な野生動植物リスト」を作成して、職員等に配布するとともに、森林巡視員・現場作業員等に対する研修の機会を設けることとしている。

5-3-2 / 妥当である

森林組合では、安全衛生委員会が設置されており、労働災害防止のため「労働安全に関する基本指針」を定め、作業員に始業前の朝礼、リスクアセスメントによる作業チェック等を義務づけている。

なお、上記日常の安全作業指導の他、作業班員の「山ノ神安全大会」等が実施されている。

5-4. 従業員に対する社会保障、必要な訓練の実施、健康と安全の確保を図られている。

5-4-1 / 妥当である

作業班員も含め、労働保険等の基本的社会保険に加入していることを確認した。

5-4-2 / 妥当である

森林組合で、安全衛生管理体制が組織化され、安全衛生委員会の下で、安全教育、安全点検、自主的安全活動が実施されていることを確認した。

基準6 社会・経済の便益の維持及び増進

6-1. 緑の循環資源として、認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、地域経済の振興に努める。

6-1-1 / 妥当である

森林組合では、森林認証に取り組むに当たって、地域や取引先の木材関係者も集めた説明会を開催している。

認証取得後は、地域のモデル的な経営を率先することで、地域全体に森林認証の重要性を広め、森林資源の保全と、環境に配慮した地域材のブランド化・価値の向上につなげていくこととしている。

6-1-2 / 妥当である

森林組合は、同時に、素材生産及び共販所における木材販売の分別・表示システムの認定も目指しており、「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「分別・表示管理計画」を定め、「認証林産物」と、それ以外の林産物が生産・搬出、保管、出荷の各過程で混在しないように分別・

表示管理を担当する「認証林産物管理責任者」及び「現場担当者」を各部門に配置し、適正な管理体制を確立する」とし、需要者に適正に供給する体制を整えている。

6-1-3 / 妥当である

市内の学校などの公共施設や公園施設、林道、治山施設には、地元産の木材が使用されているものが多い。認証後、これらに認証材を優先的に利用してもらうように働きかけていくこととしている。

なお、作業路の作設の際には、構造物等は、現地で調達することを基本としており、支障木や未利用部材を有効活用している。

6-2. 市民に自然に触れ合う機会/場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導および対策が整備されている。

6-2-1 / 妥当である

森林組合では、小・中学生を対象にした「林業体験」研修を開催しており、地元イベントなどに場所を提供するなどして、森林や森林整備の必要性などについての啓発活動に力を入れてきているほか、県下唯一の林業科を持つ地元日田林工高校の学習・実技の支援も行っている。また、青少年に対する森林環境教育を目的とした「こどもの森」が所有者有志によって設置され、遊歩道や案内板、樹名板等が整備され、観察会等の森林体験教育活動が行われている。

6-2-2 / 妥当である

啓発看板を設置し、利用者に対して、山火事防止、ゴミの持ち帰り、動植物の採取など、森林でのマナーを守るように、協力を求めている。

また、日田市と協定を結び、市内の不法投棄パトロールを行い地域森林環境の美化を呼び掛け、不法投棄ゴミの回収処理を行っている。

6-3. 森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられている。

6-3-1 / 妥当である

森林レクリエーションや景観の維持に配慮した森林管理が必要な森林は、日田市森林整備計画により「森林と人との共生林」としてゾーニングされている。

一般民有林である対象森林には、上記区域は含まれていないが、森林組合では、森林所有者に対し、植栽地への広葉樹造林の奨励など、生物多様性や景観維持のための森林整備にも取り組んできている。

6-3-2 / 妥当である

対象森林内には、公園施設に隣接する28haの保健保安林があり、指定施業要件が遵守されている。

6-3-3 / 妥当である

対象森林内に林地開発許可を必要とする森林レクリエーションを目的とした大規模な施設はない。

6-4. 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されている。

6-4-1 / 妥当である

大鶴団地の一部が文化庁の指定する「文化的景観保護地区」に含まれている。この地区は、「小鹿田焼」の産地で、日田市の定めた条例及び「文化的景観保存計画」によって保存が図られている。

また、ズミの群生地が、分布南限として、日田市の天然記念物に指定され、周囲に木道や解説板などが設けられて、保護されている。

6-4-2 / 妥当である (向上目標付記)

対象森林内に、「間伐模範林」等の施業展示林が設けられていることを確認した。ただしその管理状況は、十分とは言えない。

6-5. 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めている。

6-5-1 / 妥当である

森林組合では、森林の二酸化炭素固定能の向上には、適切な間伐の推進と間伐材利用率の向上が不可欠との観点から、作業道の整備に力を入れており、作業道設置の際には、支障木等を土留めなどの構造物に有効利用している。

また、林地残材等の有効利用を目的に、市内でバイオマス発電所が稼働を始めており、原料調達に協力している。

6-5-2 / 妥当である

森林組合「認証対象森林の環境方針書」を定め、温暖化及び大気汚染防止の観点から化石燃料の使用削減に努めている。

基準7 モニタリングと情報公開

7-1. 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、適宜実施すること。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られている。

7-1-1 / 妥当である

森林組合における現状のモニタリングは、現場担当者が各団地の巡視を行い、森林災害の被害状況及び、森林の現状等を把握し、報告する体制をとっている。また、施業時には事前の調査と終了時には必ず、職員が出向いてチェックしており、その結果は、集積・報告されて、施業計画の変更や改訂時に活かされている。

なお、「モニタリング調査実施要領」を定め、巡視時及び作業完了時のチェック項目を設定している。

7-2. 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っている。

7-2-1 / 妥当である

市内には、大分県の農林水産研究指導センター林業研究部が設置され、シカ被害のモニタリング調査等を行っており、森林組合は、痕跡調査などのモニタリング調査に積極的に協力している。

また、九州大学が、不定期に行う調査等にも様々な形で協力している。

7-3. 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すこと。施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録が残されている。

7-3-1 / 妥当である

森林施業に関するデータの整備は、現在最も力を入れており、航空写真と地籍図を組み合わせたオルソ画面と森林簿データのリンクを図ってきている。

現状では、所有者ごとの「施業計画実行簿」に、施業履歴及び災害記録等のデータが記録されている。

7-4. 森林管理計画とモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するが、その概要については一般に公開することを原則とする。

7-4-1 / 妥当である

森林組合「環境方針」において、「森林の管理及びモニタリング調査等で得られた情報は、積極的に公開する」とし、ホームページ等を利用して公開に努める計画である。